

大分トラック情報



臼杵石仏火祭り(臼杵市)

TOPICS・重要なお知らせ

- 秋の全国交通安全運動について
- 2025年9月「価格交渉促進月間」の実施について
- 事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における輸送の安全に関する業務の管理の受委託について



公益社団法人 **大分県トラック協会**

大分市向原西1丁目1-27
TEL 097-558-6311
FAX 097-552-1591
URL <http://www.ota.or.jp>

本誌には、皆様への重要なお知らせが掲載されております。必ず社内回覧をお願いします。

[illegible]

目 次

☆トピックス

- (1) 第44回 トラックドライバー・コンテスト大分県大会を開催 1
- (2) 令和7年度 トラック運送業界における点検整備推進運動について 4
- (3) 街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果 10

☆青年部だより

- (1) 大分県トラック協会 青年部「役員会」の開催 12
- (2) 自由民主党大分県支部連合会青年局との交流会を開催 12

☆行政だより

- (1) 秋の全国交通安全運動について 13
- (2) 2025年9月「価格交渉促進月間」の実施について 17
- (3) 事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における
輸送の安全に関する業務の管理の受委託について 20
- (4) 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について … 20
- (5) 令和7年度（第76回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について 21

☆大分産業機械技能教習所だより 22

☆陸災防だより 23

- 令和7年度「荷主等との荷役災害防止のための協議会」の開催について 25

☆お知らせ

- (1) 外国人雇用セミナーのご案内 26
- (2) トラック運送業界の景況感（令和7年4月～6月期） 27
- (3) 燃料価格情報 27
- (4) 行事予定表 29
- (5) 帳票関係FAX注文書 30

当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。
閲覧用パスワードは「6311」です。

第44回 トラックドライバー・コンテスト大分県大会を開催

公益社団法人大分県トラック協会（仲浩会長）は8月2日、大分県トラック会館及び大分産業機械技能教習所フォーク場において、第44回トラックドライバー・コンテスト大分県大会を開催した。

大会には、4トン、11トン、トレーラー、女性部門の4部門に10名の選手が出場した。

競技は、学科（交通法規50問・100点、構造機能25問・50点、運転常識25問・50点、試験時間70分）、



主催者挨拶を述べる仲会長

実科（整備点検競技100点、競技時間10分）の点数で順位を競う。

開会式では、仲浩会長が「選手の方をはじめドライバーの皆様には、国民の暮らしと経済を支えるため、日々業務に奮闘されていることにあらためて敬意を表する。私たちの社会的使命は輸送の安全確保である。その中で始まったこの大会は、昭和56年からトラックドライバーの安全意識と技術の向上を図ることを目的と

して開催し、今年で44年目を迎える。例年、県大会の優勝選手には、大分県を代表して全日本トラック協会が主催する全国大会に出場していただいている。過去の大会では、優勝者6名、5位以内の入賞者19名、うち1名が女性部門で3位に入っている。さらに、50歳以上で全部門を通して最も高い得点を取った者に与えられる全日本トラック協会長特別賞に1名と、大分県は素晴らしい成績を収めている。これもひとえに日頃から会員事業所の経営者、管理者の方々をはじめ、出場する選手の皆様方の交通安全に対する積極的な取り組みによるものである。本日の出場者の皆様にはケガの無いよう、熱中症などにはくれぐれも注意して、日頃の成果を十二分に発揮していただきたい。」とあいさつした。

主催者挨拶に続いて、益永浩常務理事から大会の実施要綱などが説明されたのち、学科競技が開始された。

学科競技に続いて実科競技が行われ、熱中症対策のため大分産業機械技能教習所フォーク場内

競技のようす



学科競技



実科競技

に設置された4トンと11トンのトラックを使って、各部門1人ずつ整備点検競技に挑んだ。

閉会式では、はじめに総評を益永常務理事が述べたのち、各部門ごとの入賞選手（優勝選手1名）が発表され、後藤信雄大会実行委員長（交通・環境対策委員長）から表彰状が贈られた。

入賞した選手は次のとおり。

※今回は出場選手が各部門5名以下であったため、表彰規程により、各部門上位1名のみの表彰となった。

入賞者一覧表

（敬称略）

●4トン部門

	氏 名	会 社 名	支 部 名
優勝	山 崎 喜 之	日本郵便輸送(株) 大分営業所	大 分 東

●11トン部門

	氏 名	会 社 名	支 部 名
優勝	中 面 成 斗	センコー(株) 延岡支店大分車輛センター	大 分 東

●トレーラー部門

	氏 名	会 社 名	支 部 名
優勝	西 谷 将 貴	日本通運(株) 大分支店佐伯営業所	県 南

●女性部門

	氏 名	会 社 名	支 部 名
特別賞	川 崎 美 咲	鶴海運輸(株) 本社営業所	大 分 東

表彰式の様子①



4トン部門



11トン部門

表彰式の様子②



トレーラー部門



女性部門



挨拶を述べる後藤委員長

優勝した選手4名は、10月25日から茨城県ひたちなか市の自動車安全運転センター安全運転中央研修所で開催される、全日本トラック協会主催の「第57回全国トラックドライバー・コンテスト」に出場する予定となっている。

また、表彰式に際して、後藤大会実行委員長があいさつを行い「本日は皆様のおかげで無事に大会を終了することができた。危険な暑さの中、選手の方には10分間という制限の中、しっかりと点検作業をしていただいた。点検整備については、ドライバーが自身の命を守るため、他の方に迷惑をかけないために行うもので、非常に重要なものである。最近はタイヤの脱落やバーストなどの事故が発生し重大事故につながっている。これを防止するには皆さんの日頃の点検が一番大事であるので、選手の方には職場に戻られて、点検の重要性・安全意識をしっかりと伝えていただきたい。」と述べた。



後藤大会実行委員長（前列右から3人目）と出場選手・入賞者で記念撮影

大型自動車（事業用・自家用）に乗られる皆さんへ

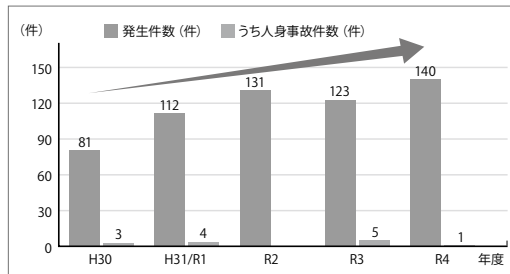
重大事故を防ぐため、適切な点検整備の実施を！

大型自動車は、事故が起こると重大な被害につながりかねません。

日頃の点検整備を徹底し、安全な車社会の形成に、ご協力をお願いいたします。

大型自動車の車輪脱落事故

！ 事故件数は、近年増加



！ 歩行者にぶつかれば 大事故になりかねません



車輪脱落事故啓発動画より（R2. 国交省作成）



車輪脱落のことが
詳しくわかります



動画 URL

以下に特にご留意を！
※ISO規格の例のみ示しています

日常点検時

● 増し締め

きちんと締め付けを行っても、走行すると**初期なじみ**により締め付け力が低下します。
50～100キロほど走行したら、規定トルクで増し締めます。

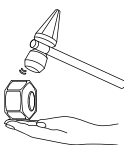


● ゆるみの確認

いずれかの方法で、緩みがないか日常的に確認しましょう。

打音点検

○点検ハンマ



ナットが締る方向に叩く

目視点検

○ホイール・ナットへのマーキング

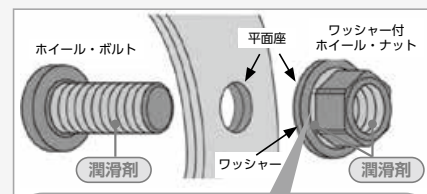


○ホイール・ナットの回転を指示するインジケータ類の装着

車輪脱着時

● 清掃・潤滑剤の塗布

十分な締め付け力を得るため、各部を清掃後、赤色の箇所（エンジンオイル等）に薄くぬってください。



ナットとワッシャーの間（摺動部）に、潤滑剤を忘れず塗ってください！

清掃し、潤滑剤を塗布してもスムーズに回転しない場合は、ナットを交換してください。



劣化がひどいものは交換を！

車両火災 事故



事故はバス・トラックともに発生していますが、特にバスでは、乗客を巻き込む重大事故につながりかねません
下記のような前兆が見られたら速やかに停車し、異常の有無を確認してください

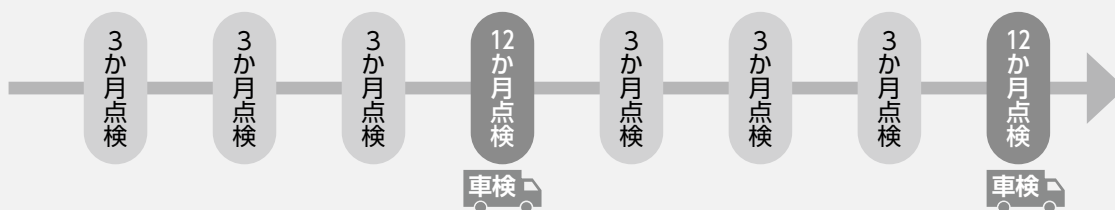
車両火災のことが詳しくわかります

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t2/t2-3/>



異常箇所	症 状
加速	普段より加速しづらい・減速しやすい
ブレーキの効き	普段より効きづらい
振動	ハンドルが異常に振動したり、ハンドルを取られたりする
音、臭い	聞き慣れない音がする ゴムや樹脂が焼けたような臭いがする
煙	白煙や黒煙が発生している
電気機器	異常な作動を起こしたり、ヒューズが切れたりする
警告灯	警告灯が点灯する、警報ブザーが鳴る

大型自動車の点検整備・車検と事業用自動車の行政処分



行政処分基準（令和2年3月時点）

① 日常点検の未実施

<初違反>：警告 ～ 5日 × 違反台数
<再違反>：3日 ～ 10日 × 違反台数

② 定期点検整備の未実施

<初違反>：警告 ～ 10日 × 違反台数
<再違反>：5日 ～ 20日 × 違反台数

■推進：国土交通省 自動車点検整備推進協議会 ■後援：内閣府 警察庁 環境省
■協力：独立行政法人自動車技術総合機構 軽自動車検査協会 独立行政法人自動車事故対策機構

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 日本自動車輸入組合 一般社団法人 日本自動車連盟 一般社団法人 全国自家用自動車協会 公益社団法人 日本バス協会
公益社団法人 全日本トラック協会 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会 一般社団法人 全国レンタカー協会 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会
一般社団法人 自動車検査登録情報協会 公益財団法人 日本自動車教育振興財団 一般社団法人 日本損害保険協会 全国共済業協会同組合連合会 全国労働者共済生活協同組合連合会
一般社団法人 日本自動車部品工業会 全日本自動車部品卸商協同組合 全国自動車電装品整備商工組合連合会 一般社団法人 自動車用品小売業協会 一般社団法人 電池工業会
全国ディーゼルスポンサー振興会連合会 日本自動車車体整備協同組合連合会 一般社団法人 日本自動車車体工業会 全国タイヤ商工協同組合連合会 全国自動車部品販売店連合会
一般社団法人 日本自動車部品協会 全国オートバイ協同組合連合会（限不同）



●自動車の点検・整備のことが詳しくわかります。

点検・整備

検索

www.tenken-seibi.com

令和7年度自動車点検整備推進運動の取組みについて（依頼）

標記について、国土交通省物流・自動車局から周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

令和7年度自動車点検整備推進運動の取組みについて（依頼）

国土交通省物流・自動車局

国土交通省物流・自動車局自動車整備課は、令和7年度の自動車点検整備推進運動にあたり、検査でユーザー車検を行う事業用自動車及び自家用大型貨物自動車の使用者に対し、事前周知の上で中間の点検（3ヶ月定期点検）の実施状況について確認し指導等を行っています。

記

1. 実施期間

令和7年9月1日(月)～9月30日(火)

2. 実施内容

次頁「令和7年度トラック運送業界における点検整備推進運動実施要領」をご確認下さい。

【国土交通省からのお知らせ】

自動車点検整備推進運動の取組みとして、前検査でユーザー車検を行う事業用自動車と自家用大型貨物自動車を対象に、直近の3ヶ月定期点検実施状況を点検整備記録簿で確認します。

令和7年度 トラック運送業界における点検整備推進運動 実施要領

令和7年4月22日

公益社団法人 全日本トラック協会

第1. 目的

トラック輸送は、国民の生活や経済に不可欠な存在である一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がるおそれがあり、特に大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発しており、適切なタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理等の事故防止対策とともに、環境面においてもカーボンニュートラルをはじめとした地球温暖化等への配慮が求められている。

このような状況の中、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、不正改造の防止とともに、点検整備の確実な実施を徹底して行く必要がある。

また、近年、急増している大型トラック（車両総重量8トン以上）の車輪脱落事故を防止するために、ホイール・ナットの緩みの点検の確実な実施が必要不可欠となっている。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、「トラック運送業界における点検整備推進運動」を全国展開する。

第2. 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、令和7年9月1日(月)から9月30日(火)までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、地域事情に応じて各都道府県トラック協会が独自に設定する1ヶ月間を「地方独自強化月間」として、特に重点をおいて実施する。

第3. 実施内容と周知方策

1. 実施項目

- (1) 「大型貨物自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

機関誌（紙）やホームページ等を活用し、大型トラック（車両総重量8トン以上）のホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

- ① 法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

【重点点検項目】

点検箇所		点検時期	3ヶ月点検	12ヶ月点検
原 動 機	燃料装置		燃料もれ	同左
電気装置	電気配線		接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ		漏れ、損傷及び取付状態	同左
	ブレーキ・チャンバ		ロッドのストローク	同左 機能
走行装置	ホイール		1. タイヤの状態 2. ホイール・ナット及び ホイール・ボルトの緩み 3. フロント・ホイール・ベ アリングのがた	同左 同左 同左
				1. ホイール・ナット及び ホイール・ボルトの損傷 2. リム、サイド・リング 及びディスク・ホイール の損傷 3. リア・ホイール・ベアリ ングのがた

- ② トラック運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、本運動強化月間及び、地方独自強化月間中、法定点検時期の有無にかかわらず、一回以上、上記①のホイール・ナットの緩み等の重点点検を実施する。また、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向にあることから、冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することとする。

なお、国土交通省が策定する大型車の車輪脱落事故防止にかかる「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協作成の「ストップ！車輪脱落事故～ただしい交換作業手順を再チェック！～」の啓発資料活用により、日常点検及び定期点検の確実な実施に努める。

- (2) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」

黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知徹底する。

2. 周知方策

- (1) 全ト協において、全ト協機関紙「広報とらっく」及びホームページ等により、本運動の周知を図る。
- (2) 各都道府県トラック協会において、ホームページ及び機関誌（紙）等を活用し、全会員事業者等へ周知を図る。
- (3) 地方適正化事業実施機関における事業者巡回指導の際に、各事業所へ本運動の啓発・指導を実施する。

- (4) 業界紙等に本運動の広告を掲載する。

第4. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 本実施要領を参考に、各都道府県トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようにお願いします。
- (2) 全国統一の強化月間（令和7年9月1日(月)～9月30日(火)）における各都道府県トラック協会の実施結果及び、地域事情に応じて各都道府県トラック協会独自で設定した1ヶ月間の「地方独自強化月間」における実施結果については、全ト協交通・環境部あて11月14日(金)までに提出してください。ただし、「地方独自強化月間」が11月以降の場合は、終了後速やかご提出するようお願いいたします。

ホイール・ナットの緩みを見える化へ

- 規定トルクで締め付けたホイール・ナットに「マーキング」して、走行等によりホイール・ナットが緩んだ状態を可視化できます。
- 確実な日常点検の実施方法を社内で再徹底しましょう。

ホイール・
ナットへの
マーキング例



50km～100km走ったら 必ずトルクレンチで増し締めを！

規定トルクで締め付けを行っても、走行すると必ず緩みが発生します。タイヤを交換してから50kmから100km走行後、トルクレンチを使って、規定トルクでの増し締めを必ず実施してください（トルクレンチを保有していない場合には、最寄りの整備工場など、トルクレンチが備わっているところで実施しましょう）。

※増し締め作業を行う場合には、道路上で行うのは危険なのでやめましょう。



タイヤ交換後の注意点
50～100km走行後には
トルクレンチを使って、規定トルクでの増し締めを必ず実施

トルクレンチ導入助成 実施中！

助成の詳細は最寄りのトラック協会にお問合せください

車輪脱落事故を起こすと行政処分等により「車両の使用停止」

行政処分等の基準

ホイール・ボルトの折損、ホイール・ナットの脱落
またはそれらに類する事象に起因する

車輪脱落事故が発生したもの^(注)

^(注) 車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による点検整備が確実に行われていることの証明があった場合を除く。

※3年以内に再発すると「整備管理者は解任」されます

車両の使用停止期間

初違反	20日車
再違反	40日車

適正なタイヤ交換作業の手順などの情報はこちらからご覧ください

全日本
トラック
協会

タイヤ交換作業の手順と方法(動画)
https://jta.or.jp/member/anzen/datsurin_torikumi.html



✓日常点検項目と点検のポイント(動画)
✓タイヤ交換時のポイント(動画)

https://jta.or.jp/member/anzen/tenken_snow_dvd.html



国土交通省



車輪脱落事故の情報

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenselbi/tenken/t2/t2-1/>



事故の恐ろしさを知って！
大型車の車輪脱落事故(動画)

<https://www.youtube.com/watch?v=BE6-rcq81C8>

街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

〈地域に密着した交通安全活動を展開〉

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」と定め、街頭啓発活動を実施しています。今回は、令和7年8月に実施された活動をご紹介します。

8月に実施した支部・分会の街頭啓発活動

支部名／分会名		時 間	場 所	事業社数	人 数	実施日
大 分 西	中 央	7:30 ～ 8:00	大分市向原 大分県トラック会館前	7 社	11人	8 月20日
	中 央 西	7:30 ～ 8:00	大分市新川町 新川交差点	中止		
	大 分 南	7:30 ～ 8:00	大分市 白滝橋交差点	5 社	18人	8 月20日
大 分 東	大 分 東	7:30 ～ 8:00他	大分市 大分東警察署前	11社	11人	8 月 4 日
別 杵	杵 築	7:30 ～ 8:00	国東市 鶴川交差点	5 社	14人	8 月20日
県 北	中 津	7:45 ～ 8:15	中津市 田尻交差点	12社	19人	8 月10日
	宇 佐 ・ 豊後高田	7:45 ～ 8:15	宇佐市 柳ヶ浦高校前	8 社	9 人	8 月10日
西 部	玖 珠	7:30 ～ 8:00	玖珠郡玖珠町山田 玖珠分会事務所前	2 社	3 人	8 月20日
	日 田	7:30 ～ 8:00	日田市 玉川交差点	2 社	3 人	8 月20日
県 南	臼 津	11:00 ～ 11:30	臼杵市 臼杵津久見警察署前	11社	11人	8 月20日
	佐 伯	7:30 ～ 8:00	佐伯市 佐伯警察署前	9 社	10人	8 月20日

※ 8月28日現在、報告受理分のみ掲載

参加：72社、延べ109名

街頭啓発活動の様子



中津分会



宇佐・豊後高田分会



杵築分会



日田分会



玖珠分会



大分南分会



中央分会



臼津分会



佐伯分会

大分県トラック協会 青年部「役員会」の開催

大分県トラック協会青年部「大运会」(魚返直寿部会長)は8月18日(月)、大分市「アートホテル大分」において役員会を開催した。

会議では、「大分トラックフェスタ2025」、「行政懇談会」、「勉強会」、「物流視察研修」等について協議が行われ、様々な意見が飛び交う充実した会議となった。



役員会風景

自由民主党大分県支部連合会青年局との交流会を開催

大分県トラック協会青年部「大运会」(魚返直寿部会長)は8月18日(月)、大分市「アートホテル大分」において、自由民主党大分県支部連合会青年局(穴見憲昭青年局長)と交流会を開催した。

交流会では、「2030年問題について」「ドライバー不足(高齢化)について」「物価の高騰(燃料高騰)について」「高速道路の割引制度について」をテーマに、4グループに分かれ様々な意見交換が活発に行われ、大変有意義な交流会となった。



魚返部会長挨拶



穴見青年局長挨拶



意見交換会の様子



集合写真

【青年部会員募集】

協会会員事業所で、48歳以下の経営者、後継者及び管理者の方、参加をお待ちしています。

(公社)大分県トラック協会
青年部事務局 岡部、三好
電話：097-558-6311
メール：okabe@ota.or.jp



秋の全国交通安全運動

9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」



チャイルドシート着用推進
シンボルマーク「カチャビョン」

【運動期間】令和7年9月21日(日)～9月30日(火)



歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進



ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進



自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

内閣府
交通安全
オフィシャル
サイト



内閣府

秋の全国交通安全運動（公社）全日本トラック協会実施計画

全日本トラック協会（以下「全ト協」）は、中央交通安全対策会議交通対策本部決定の令和7年秋の全国交通安全運動推進要綱、並びに国土交通省策定の同実施計画に基づき、下記のとおり実施項目を定め、各都道府県トラック協会に対し事前の準備を働きかけ、9月21日(日)から同月30日(火)までの期間中における本運動を効果的に実施する。

また、国の「交通事故死ゼロを目指す日」が令和7年9月30日(火)であることを受け、トラック運送業界の全国統一した交通事故防止のさらなる気運の醸成を図ることを目的に「事業用トラックの交通事故ゼロを目指す日」を令和7年9月30日(火)として取り組むこととする。

なお、実施にあたっては、全国重点である「歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進」、「ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進」、「自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進」に留意し、さらに、事業用トラック向けの対策を含めた下記事項について積極的に取り組む。

記

1. 安全運行の確保

会員事業者（運行管理者を含む。以下「事業者等」）は、運転者に対し、次の事項に重点をおいた安全運行の徹底について指導する。特に、依然として後を絶たない事業用トラックによる飲酒運転事案や、事故の約半数を追突事故が占め、かつ、死亡・重傷事故の約4割が交差点で発生している現状を踏まえ、下記(1)「飲酒運転の根絶」、(2)「追突事故及び交差点における事故の防止」を最重点推進項目として徹底する。

<最重点推進項目>

(1) 飲酒運転の根絶

近年の事業用トラックによる飲酒事案の急増を踏まえ、全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底する。

また、トラックドライバーへの飲酒運転しないことの宣言書署名など、飲酒運転根絶に向けた事業者等と連携した取り組み強化を図る。

(2) 追突事故及び交差点における事故の防止

事業用トラックにおける死傷事故の約半数を占め、高速道路では7割強を占める「追突事故」、及び事業用トラックが第1当事者となる死亡・重傷事故の約4割を占める「交差点事故」を防止するため、事故防止セミナーを全国開催することにより、交通事故実態に即した運転者への指導・教育を促す。

また、事故防止に有効な安全装置の普及等により、追突事故防止及び交差点における事故防止の徹底を図る。

<重点推進項目>

- (3) 子供を始めとする歩行者及び自転車利用者の安全確保と交通事故防止子供を始めとする歩行者及び自転車利用者の傍を通過する際は、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転を励行する。また、横断歩道において歩行者を優先するよう徹底する。

- (4) 夕暮れ時と夜間の歩行者及び自転車利用者の交通事故防止

夕暮れ時と夜間における歩行中及び自転車乗用中の交通事故を防止するため、前照灯の早めの点灯と、昼間よりも控えめの速度での走行の励行、交差点通過時における車両周辺の歩行者等の安全確認の励行を徹底する。

- (5) 携帯・スマートフォンの使用禁止等運転マナーの徹底

乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図るとともに、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性を周知し、その防止を徹底する。

- (6) 高速道路における事故の防止

高速道路における事故は、高速道路に入り1時間以内に多く発生しているため、高速道路に入った後は可能な限り早い段階で休憩をとらせることとする他、車間距離確保と制限速度の遵守等、高速道路における事故防止を徹底する。

- (7) トレーラ事故の防止

全ト協制作の「トレーラハンドブック」や「鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック」等を活用し、海上コンテナの固定方法や鋼材の固縛方法を再確認し、横転や荷崩れ等のトレーラ事故の防止を図る。

- (8) 健康起因事故の防止

国土交通省制作の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び全ト協が制作した「トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル（改訂版）」等に基づき、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、体調急変に伴う事故の防止を図る。

- (9) 過労運転等の防止

事業者等は、運転者に、過労運転や睡眠不足が交通事故を引き起こす恐れがあることを理解させ、休憩又は睡眠のための時間及び休息のための時間が十分確保されるよう勤務時間及び乗務時間を定めるとともに、運行管理者に対しては運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画、並びに乗務割の作成を行い、点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底するよう指示し、過労運転や睡眠不足による運転の防止に努める。

- (10) 「WEB版ヒヤリハット集」を活用した安全意識の高揚

全ト協ホームページ上に掲載中の「WEB版ヒヤリハット集」等を活用したKYTを実施し、「だろー運転」から「かもしれない運転」を心掛けるよう徹底を図る。

2. 車両の安全性の確保

事業者等は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、大型車のホイール・ナット脱落等による車輪脱落やスペアタイヤ落下による事故等を防止するため、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、速度抑制装置（スピードリミッター）の解除等不正改造の防止を徹底する。

特に、近年、大型トラックの車輪脱落事故が相次いでいるため、国土交通省通達に基づく緊急対策の取組である「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」などを通じ、適切なタイヤ脱着作業の実施により車輪脱落事故防止対策の徹底を図る。

3. 事故情報等の収集による安全意識の高揚

事業者等は、全ト協ホームページ上に掲載されている「トラックの重大事故にかかる統計データ」や、国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」並びに、事業用自動車事故調査委員会の調査報告書に提言されている再発防止策等を活用することにより事業用自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、従業員の安全意識の高揚を図る。

○参考：国土交通省「事業用自動車安全通信」登録用URL

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html>

○参考：国土交通省「事業用自動車事故調査委員会」

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

4. 広報活動の推進

- (1) 全ト協並びに各都道府県トラック協会は、ポスター、機関紙（誌）、ホームページ等により、「事業用トラックの交通事故ゼロを目指す日」を令和7年9月30日(火)として取り組むことと併せ、本運動の主旨の徹底を図る。
- (2) 各都道府県トラック協会及び事業者は、社内報等の他、ポスター、垂れ幕、立て看板等の掲示や、運行管理者及び運転者を対象とする講習会等の開催に努め、本運動の趣旨を周知させるとともに安全意識の向上を図るよう働きかける。
- (3) 各都道府県トラック協会は、子どもや高齢者を対象とした安全教室の開催や、一般市民を対象とした交通安全イベントを主催あるいは共催するなどし、地域における交通安全の啓発も積極的に行う。

2025年9月「価格交渉促進月間」の実施について

標記について、(公社)全日本トラック協会を通じ、経済産業省から周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

物価高が継続する中、物価上昇に負けない大幅な賃上げを成し遂げていくため、原資の確保が不可欠であり、より一層の価格転嫁、取引適正化が重要です。

米国の関税措置による影響等が不透明な中であっても、30年間続いた停滞から脱却し、継続的な賃上げが実現する成長型の経済に転換するためには、価格転嫁、取引適正化の取組を継続していく必要があります。これまで、官民を挙げて推進してきたサプライチェーン全体での取引適正化の取組を継続していけるよう、引き続き十分な配慮をお願いいたします。この9月は、2025年度下期の価格改定時期を迎える企業も多く、価格交渉・価格転嫁にとって大事な時期となりますので、何卒御協力ください。

価格転嫁の現状をみると、受注企業が、「コスト上昇額のうち価格転嫁できた額」の割合は、未だに5割程度となっており、一層の転嫁率の向上が課題です。政府としては、2021年9月以来、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」（以下、「月間」という）と位置づけ、「月間」終了後に、受注側中小企業の皆様を対象に、価格交渉・転嫁等の状況についてアンケート調査等を実施し、その結果を公表しています。

また、取組状況が芳しくない発注企業トップに対しては、下請中小企業振興法に基づき、事業所管大臣名での指導・助言を行い、自発的な改善を促しています。さらに、本年9月以降、「価格交渉促進月間」に基づくアンケート調査や、下請Gメンによるヒアリング情報を活用し、迅速な注意喚起を実施します。

貴団体におかれては、本要請文を会員企業の皆様に周知いただくとともに、特に下記の点について御依頼いただきますよう、お願い申し上げます。

価格交渉促進月間に係る価格交渉を促進するための各種施策について

1. 価格交渉及び価格転嫁への積極的な対応

発注者におかれては、サプライチェーン全体の競争力向上や、成長型経済に向けた取引適正化のため、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」に則り、受注側中小企業からの価格交渉の申し出には遅滞なく応じ、価格転嫁に積極的に応じる等、適切に対応すること。

受注側中小企業におかれては、発注者に対し、積極的に価格交渉を申し出るとともに、「下請かけこみ寺」や、よろず支援拠点「価格転嫁サポート窓口」といった相談窓口を活用すること。

2. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知、積極的な活用

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（2023年11月、内閣官房・公正取引委員会作成。以下「指針」という。）の内容について、価格交渉の場において積極的に活用すること。具体的には、

- (1) 発注者におかれては、「指針」に基づいて、受注者側からの申し出がなくとも、定期的に発注者から協議の場を設け、受注側中小企業との価格交渉に応じるとともに、当該受注側中小企業に対して、さらにその先の受注企業に対しても、価格交渉・価格転嫁を行うよう促すこと。
- (2) 受注側中小企業におかれては、「指針」を価格交渉の材料として活用すること。

3. フォローアップ調査に対する御協力（受注側中小企業の皆様）

9月下旬以降、受注側中小企業の皆様を対象に実施を予定している、下記内容の調査の依頼があった場合、対象となった方におかれては、積極的に回答すること。

- (1) アンケート調査 受注側中小企業30万社が調査対象。その対象者は、主要な発注者（最大3社。国・地方自治体も含む）との価格交渉や価格転嫁、支払条件（手形等の利用）の状況について回答。
- (2) 下請Gメンによる重点的なヒアリング 受注側中小企業2000社程度へのヒアリング。価格交渉や価格転嫁の実態を聴取。

なお、本調査の結果に基づき、発注者ごとの価格交渉・価格転嫁の取組状況を公表するとともに、その結果が芳しくない発注企業に対しては、下請中小企業振興法に基づく事業所管大臣名での指導・助言や、迅速な注意喚起を実施する等、発注者における自発的な取引方針の改善を促す上での重要な情報となるため、調査の対象となった方におかれては、可能な限り正確、かつ、詳細に本調査に回答すること。

4. 下請法・下請中小企業振興法の改正内容に関する周知

令和7年5月16日に成立・同月23日に公布された「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」の施行（令和8年1月1日）を見据え、改正内容について早期に理解を深めていただくため、加盟企業への周知を行うこと。

(1) 中小受託取引適正化法のポイント

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定の禁止
- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止
- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加
- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、適用基準を追加
- 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与

(2) 受託中小企業振興法のポイント

- 対象取引に、運送委託を追加
- 資本金基準に加え、従業員数基準を適用基準に追加
- 多段階の事業者の共同での振興事業計画作成が可能に
- 国及び地方公共団体の責務規定の追加
- 主務大臣に、より具体的措置をとるべきことを「勧奨」する権限を付与

5. パートナースhip構築宣言への参加

サプライチェーン全体の価値の増大、共存共栄を目指すことを目的として、政府が推進する「パートナーシップ構築宣言」に未参加の企業におかれては、参加について検討すること。

既に宣言されている企業におかれては、自社のパートナーシップ構築宣言について、調達担当の方々へ、一層の浸透を図ること。

【参考】 2025年3月「価格交渉促進月間」フォローアップ調査の結果

<https://www.meti.go.jp/press/2025/06/20250620003/20250620003-1.pdf>

事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における輸送の安全に関する業務の管理の受委託について

標記について、(公社)全日本トラック協会を通じ、国土交通省物流・自動車局から通達がありましたので、お知らせいたします。

遠隔点呼については、これまで同一事業者の営業所間や車庫間、完全子会社等の営業時間が対象となっておりましたが、「輸送の安全に関する業務の管理の受委託」に関する契約を締結することにより、他社間での遠隔点呼の実施が可能となりました。

なお、本通達により「完全子会社による遠隔点呼」についても管理の受委託の許可申請が必要となりました。このため、従来の「同一事業者内における遠隔点呼」の届出に際し提出を要していた「完全子会社を示す書類」について、提出する理由がなくなっております。

記

○運行管理高度化ワーキング（国土交通省HP）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、(公社)全日本トラック協会を通じ、国土交通省物流・自動車局 安全政策課長、貨物流通事業課長及び、自動車整備課長の連名により「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について、通達が発出されました。

国土交通省より令和7年4月30日付け「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示について」が公布され、事業者間沿革点呼と業務前自動点呼が実施可能となったことに伴う一部改正となっております。

記

○旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業安全規則の解釈及び運用について（国土交通省HP）

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/construction.html>

令和7年度(第76回)全国労働衛生週間に関する協力依頼について

厚生労働省より「令和7年度(第76回)全国労働衛生週間に関する協力依頼」に関する協力依頼がありました。

令和7年度全国労働衛生週間実施要綱に基づき、令和7年10月1日(水)から7日(火)を本週間、9月1日(月)から30日(火)までを準備期間として、「**ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場**」のスローガンのもとに、全国一斉に積極的な活動を行うこととしています。

つきましては、本趣旨をご理解のうえ、本活動の促進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

厚生労働省におきましては、国民の労働衛生意識の高揚及び産業界における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、昭和25年以来全国労働衛生週間を主唱して参りました。

本年度におきましても、令和7年度全国労働衛生週間実施要綱に基づき、10月1日から同月7日までを本週間、9月1日から同月30日までを準備期間として、「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」をスローガンとして、全国一斉に積極的な活動を行うことといたしました。

つきましては、この全国労働衛生週間の趣旨を御理解いただき、関係機関、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知等につきまして格別の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〈参考:厚生労働省ホームページ 報道発表資料〉

○令和7年度「全国労働衛生週間」を10月に実施

今年のスローガンは「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60242.html

○令和7年度全国労働衛生週間実施要綱

<https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/001525747.pdf>

大分産業機械技能教習所だより

【令和7年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表】

試験種別		講習内容		講習料		講習実施月日		
区別	種類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	10月	11月
免許	移動式クレーン 登録大分4-移実1	全科（学科・実技）	5日	25H	108,900	4,565	27日～31日	
		実技のみ	4日	9H	99,300		27日～30日	
技能講習	整地・運搬等 登録大分4-07	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者（3ヶ月以上）	3日	14H	49,500	1,430	7日～9日 22日～24日	18日～20日
		建設機械施行管理技士1級（トラクター系又はショベル系以外）又は2級第4種から第6種合格者	3日	10H	47,300	1,430		
		車両系（解体）技能講習所持者	3日	6H	45,500	1,430		
			全科（学科・実技）	6日	38H	95,500	1,430	14日～17日と 20日～21日 23日～24日と 27日～30日
	解体用 登録大分4-02	車両系（整地等・旧解体）技能講習所持者	1日	5H	21,000	1,793	10日	4日 21日
		建設機械施行管理技士1級（ショベル系）又は2級第2種合格者	1日	3H	18,800	1,793		
	不整地運搬車 登録大分4-04	車両系（整地等）技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	41,000	1,793		17日～18日
	高所作業車 登録大分4-03	移動式・小型移動式クレーン技能講習所持者	2日	12H	41,200	2,134	6日～7日 14日～15日	4日～5日 10日～11日 26日～27日
		普通運転免許所持者	3日	14H	42,400	2,134	6日～8日 14日～16日	10日～12日 26日～28日
		普通運転免許なし	3日	17H	52,100	2,134		
	小型移動式クレーン 登録大分4-01	玉掛・床上ク技能講習クレーン免許所持者	3日	16H	41,800	1,375	6日～8日 20日～22日 27日～29日	10日～12日 26日～28日
		免除なし	3日	20H	46,200	1,375		
	玉掛け 登録大分4-08	小ク・床上ク技能講習移ク・クレーン免許所持者	3日	15H	21,300	1,705	1日～3日 16日～17日と 20日 22日～24日 29日～31日	5日～7日 12日～14日 19日～21日
		免除なし	3日	19H	25,300	1,705		
	フォークリフト 登録大分4-05	フォークリフト特別教育（3ヶ月） 大型特殊免許所持者（キャタピラ限定なし）	2日	11H	18,200	1,650	20日と24日	10日と14日 25日と28日
		大型・中型・普通運転免許所持者	4日	31H	33,000	1,650	1班 14日～17日 20日～23日	4日～7日 10日～13日 17日～20日 25日～28日
							土・日 18日～19日と 25日～26日	
			普通運転免許なし	5日	35H	34,100	1,650	
特別教育	クレーン等（吊り上げ過重5トン未満）		2日	13H	12,100	1,705	9日～10日 27日～28日	10日～11日 27日～28日
	小型車両系（機体質量3トン未満）		2日	13H	13,400	1,375	14日～15日	4日～5日
	ローラー（制限なし）		2日	10H	13,400	1,551		6日～7日
	フォークリフト（最大荷重1トン未満）		2日	12H	13,400	1,650		13日～14日
	テールゲートリフター		1日	6H	11,200	957	1日 29日	19日
職長・安全衛生責任者教育			2日	14H	13,400	1,650	9日～10日 21日～22日 27日～28日	6日～7日 17日～18日 25日～26日
熱中症予防労働衛生教育			1日	3.5H	4,400	1,540		

陸災防だより

令和7年度 講習案内

当支部では、20年以上もの間、価格の維持に努めてまいりましたが、昨今の物価高騰により、誠に遺憾ながら受講料を見直すこととなりました。つきましては、以下のとおり、受講料を改定させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◆受講希望日を電話にてご予約下さい。

(講習月の2ヶ月前から受付開始、予約締切は講習日3週間前まで)

※各々定員になり次第締め切ります

◎交通労働災害防止担当管理者 (定員20名)

終了しました

◎はい作業主任者技能講習 (定員各50名)

8月終了しました

大分労働局長登録・登録番号第48-5号

10月7日(火)・8日(水)

1月26日(月)・27日(火)

◎積卸し作業指揮者安全教育 (定員30名)

終了しました

◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育 (定員30名)

終了しました

◎テールゲートリフター特別教育 (定員50名)

終了しました

【受講料等のご案内】

(税込表記)

講習名	受講資格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	はい付け、はい崩しの実務経験3年以上	11,000円	無料
積卸し作業指揮者		8,800円	無料
車両系荷役運搬機械		7,700円	無料
交通労災防止管理担当者	運行管理者基礎講習修了証の写し	6,600円	無料
テールゲートリフター特別教育		7,810円	無料

※令和6年度～令和10年度(5年間)は会員への助成事業として、陸災防大分県支部が開催する技能講習・安全教育のテキスト代は無料と致します。

【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部 (リクサイボウオオイタケンシブ)

※振込手数料は、貴社負担をお願い致します。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。(申込書も2週間前までに提出ください。)

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。 ※インボイス登録番号 T4010405001852

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書替は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。(HP:<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL:03-3452-3371、3372)

【問い合わせ先】

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大分県支部

(支部長 石樽 誠二)

☎ (097) 556-7866

FAX (097) 552-1591

〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27
大分県トラック会館内

受付番号

受講申込書（修了証台帳）

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

縦3.0cm 横2.4cm

写真の裏に氏名
を記入のこと。
デジカメ 不可
カラーコピー 不可
写真1枚
(貼らないこと)

受 講 年 月 日	自 令和 年 月 日	受講講習名	
	至 令和 年 月 日		

フリガナ 氏 名	男・女	※ 修了証 交 付	番 号 年 月 日	第 号 令和 年 月 日
生 年 月 日	昭和 平成 令和	年 月 日		
現 住 所	〒		TEL・携帯	— —
			FAX	— —
			アドレス	@
勤 務 先	所在地	〒	TEL	— —
			FAX	— —
			アドレス	@
フリガナ 名 称			※ 事業主 証 明	昭和・平成・令和 年 月から 昭和・平成・令和 年 月まで 経験 年 ケ月 (印)

下欄に、講習の一部免除を証明する資格証明書等を添付して下さい。

自動車運転免許証(写)	技能講習修了証(写)
ここに 「運転免許証の写し」 を貼って下さい。	

- 注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。
2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。
〔 特定の場合とは、はい作業主任者技能講習を指す。 〕

申込年月日	令和 年 月 日
申込者氏名 (受講者本人)	(印)

※	資格証写	写 真	講習料	担当者	実施管理者
照 合			現金・振込		
	入金日 / 受講料	テキスト代	合計	円	

陸上貨物運送事業労働災害防止協会大分県支部 技能講習・安全教育申込用紙

令和7年度「荷主等との荷役災害防止のための協議会」の開催について

陸上貨物運送事業労働災害防止協会大分県支部

令和7年7月28日(月)、大分県トラック会館3階中会議室において、令和7年度「荷主等との荷役災害防止のための協議会」が開催され、大分労働局労働基準部金田博幸健康安全課長のほか、大分県商工会議所連合会、大分県商工会連合会、大分県中小企業団体連合会、全国農業協同組合連合会大分県本部など荷主側7団体、関係団体も含め13人が出席した。

はじめに、事務局を務める陸上貨物運送事業労働災害防止協会（福岡駐在）の田畑裕司安全管理士から荷役作業安全ガイドラインについて説明があった。「荷主にアンケート調査を行ったが、荷役作業安全ガイドラインについて知らないと半数が答えており、浸透しているとは言えない状況である。しかし、令和7年4月1日から運送契約締結時に、荷主とトラック事業者が、相互に書面を交付することが義務付けられたため、改めてガイドラインに沿った荷役作業の運用が求められる」と説明があった。また、改善を要する荷主等の作業場所（事例）を示しながら、「附帯作業についてもサービスで行わず、事前に書面作業内容と金額にも盛り込むことが重要である」と説明があった。

意見交換の場では、(公社)大分県トラック協会の益永浩常務から、長年、運送業界は、人手不足を長時間労働で賄ってきたが、2024年問題により今までの配送業務が困難になった背景がある。物流を含む供給網全体を荷主・物流・流通の関係機関が支えるために、「効率化」、「商慣行の見直し」、「荷主・消費者の行動変容」を柱に、運送契約締結時の書面交付による内容の明示化と荷待ち時間・附帯作業の時間短縮について荷主の皆様の御理解、御協力をお願いしたいと意見を述べた。



荷主等との荷役災害防止のための協議会

グローバル人材で企業力アップ

外国人雇用セミナー



2025年 9月30日 (火)

OPEN 13:30

START 第一部：14:00-15:00

第二部：15:30-16:30

参加費無料：定員 各50名

会場 J:COMホルトホール大分 201号室
大分県大分市金池南1丁目5-1

主催・朝日キャリアバンク株式会社

第1部 14:00 ~ 15:00

外国人雇用セミナー（特定技能）

- ・ 運送業（ドライバー）
- ・ 自動車整備士

第2部 15:30 ~ 16:30



ASES代表 中村 真也氏

による講演

ASES(アジア学生就労支援センター)は、エンジニアを専門とするベトナムの政府系送り出し機関です。

今までに1,000名を超えるエンジニアを日本で紹介してきました。

外国籍エンジニア人材一覧

- ・ 機械・自動車等の設計・製造技術者
- ・ 電気・電子・電気設備開発・製造技術者
- ・ 建築技術者（工事監督、設計技術者等）
- ・ ウェブデザイナー（WEBプログラマー含む）
- ・ 土木技術者（工事監督、設計技術者等）
- ・ 測量技術者（測量士、測量士補助）
- ・ 食品・その他の技術者、研究者等

〈お申込方法〉 下記に必要項目をご記入の上、FAXにてお申し込みください。

2025年9月26日 (金)申込メ切

外国人雇用セミナー

FAX.097-513-2266

会社名					
参加希望(○で囲んでください)	第1部	・	第2部	・	両方
参加者名①			参加者名②		
参加者名③			参加者名④		

お問い合わせ

朝日キャリアバンク株式会社
国際課 担当：江上・田北



097-513-2111



kokusai@asahi-cb.co.jp

「トラック運送業界の景況感（速報）令和7年4月～6月期」 （令和7年8月調査の公開について）

公益社団法人全日本トラック協会は、「トラック運送業界の景況感（速報）令和7年4月～6月期」をとりまとめ、8月18日より全ト協ホームページにて公開いたしました。資料は下記のホームページリンク先よりダウンロードのうえ、ご活用ください。

全ト協ホームページリンク先

◆「第130回トラック運送業界の景況感（速報）令和7年4月～6月期」

https://jta.or.jp/wp-content/themes/jta_theme/pdf/keikyo/2504_06.pdf

燃 料 情 報

令和7年8月末現在で調査した県内の
軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価 格（円）

	価 格（県内）		
	最 高	最 低	平 均
ス タ ン ド 平 均	153.0	114.7	129.7
ロ ー リ ー 平 均	122.6	109.2	113.8
カ ー ド 平 均	144.3	115.3	123.7

2. 購入メーカー

	件数	割合
E N E O S	8	30.8
出 光	3	11.5
昭 和 シ ェ ル	1	3.8
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	6	23.1
そ の 他	8	30.8
合 計	26	100.0

		月	24年 8	9	10	11	12	25年 1	2	3	4	5	6	7
区分	大 分	ス タ ン ド 平 均	128.5	129.3	129.9	130.1	130.2	135.0	135.4	136.7	139.5	132.6	125.9	129.7
	全 国		124.1	124.4	126.0	125.4	127.3	130.2	131.8	132.7	133.1	128.8	122.6	125.1
ローリー 平 均	大 分		114.9	114.5	114.7	115.0	115.9	120.1	121.9	124.5	123.7	116.0	110.2	113.8
	全 国		113.4	114.2	114.9	114.7	118.3	120.6	121.4	123.7	124.5	117.2	110.6	113.4
カード 平 均	大 分		123.4	124.5	123.7	119.6	123.5	129.2	131.5	131.8	135.3	124.2	116.6	123.7
	全 国		123.2	124.4	125.6	124.6	126.6	130.1	131.2	133.3	134.0	128.8	121.5	124.3

注）平均価格は県ト協、全ト協調べ（消費税抜きの価格）

注）スタンド：スタンドと特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表 (令和7年7月)

令和7年8月25日現在
(公社)全日本トラック協会

令和7年7月

単 純 計 算 表

地区:九州(沖縄除)

給 油 別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
価 格	124.98	114.60	128.97

令和7年7月

元 売 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

元 売 名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	125.30	114.91	130.96
出 光 昭 和 シ ェ ル	127.87	114.12	127.50
エ ク ソ ン モ ー ビ ル			
キ グ ナ ス			
コ ス モ	123.00	113.00	132.60
そ の 他	118.67	114.93	127.60

令和7年7月

購 入 量 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

月 間 購 入 量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	128.00	115.05	130.10
30～50キロリットル未満	114.00	113.99	118.30
50～100キロリットル未満	112.49	114.06	127.00
100キロリットル以上		113.08	115.30

令和7年7月

支 払 期 限 別 集 計 表

地区:九州(沖縄除)

支 払 期 限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30 日 未 満	127.48	117.16	118.90
30～60日 未 満	122.80	114.53	131.28
60 日 以 上	138.35	112.57	113.80

軽 油 価 格 推 移 表

地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令 和 7 年 3 月	134.96	124.51	135.17
令 和 7 年 4 月	134.20	125.24	136.45
令 和 7 年 5 月	128.62	117.95	131.96
令 和 7 年 6 月	123.72	111.27	124.02
令 和 7 年 7 月	124.98	114.90	128.97

※消費税抜きの価格となります。

行事予定表（9月16日～10月15日）

日	曜	行 事
16	火	全日本トラック協会 第24回労働安全・災害防止委員会（13:30 全ト協ホール）
17	水	陸災防 陸運業の安全衛生管理実務担当者研修（13:30 大分県トラック会館）
18	木	令和7年度（公社）大分県トラック協会 チャリティーゴルフコンペ（8:00 トライアルゴルフ&リゾート）
19	金	令和7年「秋の全国交通安全運動」に伴う開始式（8:00 大分県庁本館） 正副会長会（13:30 大分県トラック会館） 第4回臨時理事会（15:00 大分県トラック会館）
20	土	
21	日	
22	月	全日本トラック協会 第25回経営改善・DX委員会（13:30 全ト協ホール）
23	火	秋分の日
24	水	
25	木	
26	金	令和7年度（公社）全日本トラック協会女性部会 全国研修会（14:30 京王プラザホテル）
27	土	第40回 全国フォークリフト運転競技大会（10:30 中部トラック総合研修センター）
28	日	第40回 全国フォークリフト運転競技大会（8:30 中部トラック総合研修センター）
29	月	
30	火	全日本トラック協会 第58回職場環境・GX委員会（13:30 全ト協ホール）
10/1	水	
2	木	令和7年度 運行管理者等一般講習（10:00 宇佐市勤労者総合福祉センター（さんさん館）） 令和7年度 第2回適正化事業指導員全国研修（初級研修）（13:30 全ト協ホール）
3	金	令和7年度 第2回適正化事業指導員全国研修（初級研修）（9:00 全ト協ホール）
4	土	
5	日	大分トラックフェスタ2025&トラック事故根絶安全大会（10:00 大分駅前広場、13:30 J:COMホルトホール大分）
6	月	
7	火	
8	水	
9	木	
10	金	
11	土	
12	日	
13	月	スポーツの日
14	火	
15	水	第30回 全国トラック運送事業者大会（13:00 朱鷺メッセ新潟コンベンションセンター）

帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単 位	単価(円)	ご 注 文 部 数
1	運転日報 (基本)	100枚	220	
2	運転日報 (応用)	100枚	407	
3	乗務日報	100枚	352	
4	日常点検記録簿	1 冊	176	
5	点呼記録表 (25名用A)	100枚	781	
6	点呼記録表 (25名用B)	100枚	781	
7	点呼記録表 (12名用A)	100枚	451	
8	点呼記録表 (12名用B)	100枚	451	
9	点呼記録表ファイル (12名用)	1 個	1,595	
10	点検整備記録簿	1 冊	396	
11	車両管理台帳	1 冊	286	
12	運転者台帳	50枚	660	
13	運転者台帳ファイル	1 冊	990	
14	運行管理者届	1 枚	77	
15	整備管理者届	1 枚	77	
16	運行管理規程	1 冊	264	
17	整備管理規程	1 冊	198	
18	タコチャート紙 M7-120	1 箱	660	
19	タコチャート紙 M7-140	1 箱	660	
20	タコチャート紙 M26-120	1 箱	660	
21	タコチャート紙 M26-140	1 箱	660	
22	運送約款 (掲示用)	1 枚	132	
23	運送約款 (冊子)	1 冊	198	
24	運行指示書 (輸送文研社)	1 冊	627	

ご住所 (〒 —)	お電話 () —
貴社名	担当者名

※この帳票注文書をコピーして必要事項を記入のうえFAXにて送付してください。
 ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。



今、
始めよう!

発注者・荷主の皆さまに 取り組んでいただきたいこと

建設業従事者について

工期が短いと、
週休2日を
確保できない…



工事の受注・発注に当たっては、
週休2日を確保可能な
適正な工期の設定を。

工事の受注・発注に
当たっては、適切な金額
での契約を心がけましょう。

トラックドライバーについて

長時間の
荷待ちや
荷役作業が
負担…



荷待ち・荷役等時間短縮のため、
適切な日時指定、予約システム
の導入など効率化の工夫を。

「標準的運賃」を参考に、
運賃や荷待ち、荷役作業の
料金の見直しをしましょう。

バス運転者について

運行スケジュール
によっては、
休憩や休息が
とれない…



貸切バスや送迎バス、
コミュニティバスの発注の際は、
改善基準告示に沿った
運行ができるよう
行程やダイヤについて
バス事業者とよく話し合いを。

こちらも
チェック!

物流・建設業界では、新たなルールが始まっています。



新物流効率化法

物流効率化法
理解促進
ポータルサイト



✓ すべての荷主・物流事業者に物流効率化のため
に取り組むべき措置(積載効率の向上・荷待ち・荷役等
時間の短縮)についての努力義務を規定。

令和7年
4月施行

✓ 一定規模以上の荷主・物流事業者について特定
事業者として指定し、物流効率化の取組に関す
る中長期計画の作成、定期報告の義務を規定。

令和8年
4月施行予定

✓ 一定規模以上の特定荷主について、物流統括管
理者の選任の義務を規定。

令和8年
4月施行予定

改正建設業法

改正建設業法
ポイント
解説ページ



✓ 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契
約書記載事項とする義務を規定。

令和6年
12月施行

✓ 資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」
に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は誠
実に協議に応じる努力義務(公共工事では義務)を規定。

令和6年
12月施行

✓ 適正な労務費等の確保と行き渡りのため、著しく低
い労務費等による見積りや見積り依頼の禁止を規定。

令和7年
12月までに施行

✓ 受注者にも工期ダンピングの禁止を規定。

令和7年
12月までに施行

▼ 詳しくは各種サイトをご確認ください。 ▼

はたらきかたススめ

建設業従事者、トラック・バ
ス・タクシードライバーの働
き方改革を進めるために
私たち一人ひとりができる
取り組みを掲載しています。



自動車運転者の 長時間労働改善に向けた ポータルサイト

時間外労働の上限規制
や改善基準告示ははじ
め、トラック事業者の方、
荷主の方双方に向けた
情報を掲載しています。



建設業従事者の 長時間労働改善に向けた ポータルサイト

建設業の概況や発注者
向け・建設事業者向け
情報、各種相談窓口等
に関する情報を発信し
ています。



工事を発注される方 トラックを利用する発荷主・着荷主の方

貸切バスを発注される方へ

もっと！ はたらきかた ススめ！

Promote
Work Style
Reforms!

建設業従事者、
トラックドライバー、
バス運転者にも、

2024年4月から時間外労働の
上限規制が適用されています。

皆さまで力を合わせて、
働き方改革に取り組みましょう！

働き方改革
コンダクター

玉木 宏

建設業従事者



週休2日を確保可能な
適正な工期・代金による
工事の受発注をお願いします。

トラックドライバー



荷待ち・荷役等時間の短縮に向けた
取組をお願いします。適正な運賃・料金の
収受に向けた話し合いをお願いします。

バス運転者



行程やダイヤについて
話し合いをお願いします。

